

宮崎県地域経済振興100年企業顕彰事業実施要領

令和4年9月8日
商工観光労働部商工政策課

1 目的

長年に渡り企業活動を行い、本県経済の振興や発展に寄与した県内企業を顕彰することにより、県内企業の持続的な発展と従業員の勤労意識の高揚、県民の県内企業への理解促進を図り、本県経済の活性化に繋げる。

2 顕彰の対象

次の項目を全て満たし、かつ、主に商工観光分野において本県経済の振興や発展に貢献した長年の功績があり、県内企業の模範として推奨できる企業とする。

- (1) 過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた企業でないこと。
- (2) 県内に本店を有する企業であること。
- (3) 顕彰対象年度の4月1日から起算して100年前の3月31日以前に創業し、かつ、創業時から現在まで事業を継続していること（事業承継や合併、法人成りなどの場合も、一貫して事業を継続していれば対象とする。また、戦争などのやむを得ない事情により事業を一時中断した場合も、事業を継続していたものとみなす。）。
- (4) 企業の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (6) 県税の未納がないこと。
- (7) その他、法令上又は社会通念上顕彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。

3 顕彰候補者の推薦

- (1) 顕彰候補者は、県内の市町村、県内商工会議所、県内商工会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県中小企業家同友会、公益財団法人宮崎県産業振興機構、一般社団法人宮崎県工業会、一般社団法人霧島工業クラブ、公益財団法人宮崎県観光協会又は公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターからの推薦を受けるものとする。
- (2) 顕彰候補者の推薦は、別記様式による推薦書を作成し、必要書類を添え知事に提出して行うものとする。

4 顕彰者の選考

顕彰者を選考するため、次の構成による選考委員会を設置する。

委員長 商工観光労働部長
委員 商工観光労働部次長
委員 観光経済交流局長
委員 商工政策課長
委員 企業振興課長

5 顕彰者の決定

知事は、選考委員会の選考結果に基づき、顕彰者を決定する。

6 顕彰の方法

顕彰は、表彰状と記念品を授与して行う。

7 顕彰の取消し

顕彰後に2の各項目のいずれかに該当しないことが判明した場合は、調査の上、当該顕彰を取り消すものとする。

8 事務

本顕彰に関する事務は、商工観光労働部商工政策課において行う。

9 補則

この要領に定めるもののほか、宮崎県地域経済振興100年企業顕彰事業に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月8日から施行する。

この要領は、令和5年6月5日から施行する。